

告示

埼玉県告示第八十七号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和二年十二月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和三年一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
ふじみの救急病院	埼玉県入間郡三芳町北永井九百九十七番地五	令和五年九月八日